

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	氷見市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.himi.toyama.jp/hp/departmentTop/soumu/soumu/soumu/no_de_33413

執行機関名 氷見市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	氷見市保育所条例(昭和37年氷見市条例第14号)による保育料の減免に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		氷見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項第2号 氷見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則別表第1 第13の項 氷見市保育所条例(昭和37年氷見市条例第14号)による保育料の減免に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	氷見市保育所条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もつて一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に規程する保育所を設置する。 児童福祉法第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。
⑦独自利用事務の関連規範		氷見市保育所条例(昭和37年氷見市条例第14号) 氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	氷見市保育所条例 第4条 氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則 第8条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	保育料の減額に係る事実についての <u>支給認定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則 第3条(別表第1)、第4条(別表第2)、第5条(別表第3)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則 第3条(別表第1)、第4条(別表第2)、第5条(別表第3)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 リ	氷見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則 第3条(別表第1)、第4条(別表第2)、第5条(別表第3)
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報